

国際調査機関 A T	オーストリア特許庁	附属書 D A T
調査手数料 (PCT規則16) ^{1, 2}	ユーロ (EUR) 1,775 シンガポール・ドル (SGD) 2,846 南アフリカ・ランド (ZAR) 32,730 スイス・フラン (CHF) 1,915 米国・ドル (USD) 2,091 韓国・ウォン (KRW) 2,422,000	
追加の調査手数料 (PCT規則40.2) ^{2, 3}	EUR 1,775	
国際調査報告に列記された文献の写しのため の手数料 (PCT規則44.3)	1 頁につき EUR 0.95	
国際出願の一件書類中の文献の写しのため の手数料 (PCT規則94.1の3)	1 頁につき EUR 0.95	
調査手数料の払戻しの条件及び額	過誤又は超過の料金は払い戻す 国際調査の開始前にPCT第14条(1), (3)又は(4)の規定により、国際出願が取下げられた又は取下げられたものとみなされた場合：100%払戻し 調査手数料が減額されておらず ² 、当該調査機関が先の調査から利益を得る場合には、当該調査機関が先の調査から利益を得る程度に応じて、次を限度として調査手数料が減額される － 先の調査を当該国際調査機関が行った： 75%払戻し － 先の調査を他の国際調査機関が行った： 50%払戻し － 先の調査を他の特許庁が行った： 25%払戻し	
異議申立手数料 (PCT規則40.2(e))	EUR 229	
国際調査のために受理する言語	英語, フランス語, ドイツ語	
国際調査機関は、電子形式によるヌクレオチド・アミノ酸の配列リストを要求するか (PCT規則13の3.1)?	要求する	
機関が要求する電子媒体の種類	CD-ROM, DVD	
調査をしないこととしている対象	PCT規則39.1(i)から(vi)までに掲げる対象。ただし、オーストリアの特許法の規定に従い特許付与出願において調査されるいずれかの対象を除く。	

[次頁に続く]

- この手数料は、受理官庁が認める通貨（複数の通貨があればそのうち1つ）で受理官庁に支払う（附属書C参照）。
- この手数料は、出願人、又は出願人が2人以上の場合には各出願人が自然人であり、オーストリア特許庁が国際調査機関である国の国民及び居住者である場合には、75%減額される。
- この手数料は、特別の事情がある場合にのみ国際調査機関に支払う。

A T

オーストリア特許庁 (続き)

A T

委任状の提出要件の放棄

国際調査機関は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？ している⁴

別個の委任状が要求される特別の状況 な し

国際調査機関は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？ している⁴

包括委任状の写しが要求される特別の状況 な し

4 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照）、委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び90.5(d)）。